

企画競争説明書

業務名称：エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト

調達管理番号：21a00693

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月13日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年10月13日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年1月 ～ 2023年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現

地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【大久保 崇 Ookubo.Takashi@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競

争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（一般競争入札（総合評価落札方式）」（調達管理番号：20a01138010100）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」
- 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年10月21日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年10月27日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年11月5日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びを、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 7.12135 円

- b) US\$ 1 =111.364 円
- c) EUR 1 =130.000 円

- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／組織体制
 - b) 海運
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
-------------	-----

3%未満	2. 25点
3%以上 5%未満	2. 00点
5%以上 10%未満	1. 75点
10%以上 15%未満	1. 50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1. 00点
30%以上 40%未満	0. 75点
40%以上 50%未満	0. 50点
50%以上 100%未満	0. 25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月25日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が

あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：①外航海運に関する機関の組織体制・能力強化に関する業務
②世界海運の需要予測もしくは経済分析に係る調査及び関連業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。また、コロナ禍等で現地入りができない場合についての対応策について記述願います。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／組織体制

➤ 海運

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／組織体制）】

a) 類似業務経験の分野：海運もしくは企業マーケティングを担当する組織体制・能力強化に関する業務

b) 対象国・地域又は類似地域：全世界

- c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 海運】
- a) 類似業務経験の分野：世界海運の需要予測・経済分析に係る調査及び関連業務
 - b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／組織体制</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>海運</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

スエズ運河は、エジプト北東部に位置する地中海と紅海・インド洋を繋ぐ運河で、1869年にエジプト国とスエズ運河株式会社により共同で建設された。1888年にコンスタンティノーブルで署名されたスエズ運河の自由航行に関する条約（英：Convention Respecting the Free Navigation of the Suez Maritime Canal）は、スエズ運河の地位を定める多国間条約であり、その第1条は、平時および戦時においてスエズ運河をすべての船に対し開放する旨定め、締約国に対し、運河の自由な使用に干渉しないことを義務付けており、その「航行の自由」は円滑な国際海運のために極めて重要である。1956年に国有化されて以来、スエズ運河の経営、開発、維持管理等は、首相府直属のスエズ運河庁（SCA: Suez Canal Authority）が実施している。

スエズ運河は国際海運において最重要航路の一つとして位置づけられ、船舶大型化等の海運動向に対応して拡張開発されてきた。開通当初の運河規模は、全長164km、水深8m、航行可能喫水は6.7m、通行可能船舶は5,000DWTであった。その後、船舶の大型化に伴い、円借款事業を含む度重なる増深、拡張工事を経て、2015年8月に最新の拡張工事が完工した現在では、全長193km、水深24m、幅205mに拡張され、最大240,000DWTの船舶が通航可能となっている。また、南北双方向の同時通行が可能となる複線区間も拡大され通行可能容量も増大した。2019年の船舶利用数は18,880隻、利用船舶総トン数は1,207百万トンとなっている。

スエズ運河はエジプト国の政策においても重要な位置付けであり、その通行料金収入は、観光、石油、海外在住労働者からの送金に並ぶエジプト国の主要な外貨獲得源の一つである。2020/21年度の通行料金収入は約58億USドルとエジプトの外貨収入の約1割に相当している。

我が国のSCAとの関わりは強く、1970年代の「スエズ運河航行安全プロジェクト」や「スエズ運河庁経営企画部門設立調査」によって、通航船の需要予測や料金設定の立案を行う組織であるエコノミックユニットの設立を支援してから現在に至るまで技術協力が続いている。近年では、2000年～2001年に開発調査「スエズ運河経営改善計画調査」を実施し、コンテナ化の進展等、世界の貿易動向を踏まえた需要予測モデルの確立、需要予測を踏まえた通航料金体系・サービス体系の提案等を行った。さらに、2012年～2015年に「スエズ運河庁戦略強化プロジェクト」を実施し、近年の大きく変化する国際海運市況に合わせ、スエズ運河庁の戦略策定能力の強化に取り組んだ。また、「スエズ運河庁能力開発」（2016年～2017年）により国別研修を実施し、若手職員の戦略策定能力の向上に係る協力を実施した。2017年～2018年には「海運需要予測モデルのアップデートとSCAのマーケティング機能強化」により4名の専門家を派遣し、

エコノミックユニット職員の能力向上を図った。

スエズ運河の通航料金収入は、世界的な経済状況、石油価格、競合輸送ルートの整備等によって大きな影響を受け、今後も世界の海運の状況は継続的に大きく変化することが予想される。特に、2015年のスエズ運河の拡張とほぼ同時期（2016年）にパナマ運河の拡張も実施され顧客獲得競争（北米発着）の激化や、シベリアランドブリッジによるアジア～欧州の陸上輸送強化が図られている状況がある。

このような状況のもと、スエズ運河の優位性を保持していくことはエジプト経済にとって極めて重要な課題であることから、SCAのマーケティング能力強化に係る支援を行うものである。

なお、エジプトにおける国家開発政策の「持続可能な開発戦略 2030 : Sustainable Development Strategy 2030」（2016年2月）では、経済開発優先プロジェクトとして計77の取り組みを示している。その筆頭にスエズ運河開発が挙げられており、同運河はエジプトの国家政策においても、極めて重要な開発対象に位置付けられている。

第3条 プロジェクトの概要

1. プロジェクト名

スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト

※ただし、プロジェクト名については、今後「スエズ運河通航に関するマーケティング戦略策定能力向上プロジェクト（Project for Enhancement of Marketing Strategy for Trade through the Suez Canal）」へ変更することで先方と合意済。

2. 上位目標

スエズ運河の競争優位性が継続的に向上する。

3. プロジェクト目標

スエズ運河通航ルートに関するマーケティング総合戦略が策定される。

4. 期待される成果

【成果1】スエズ運河通航の需要予測及び収入シミュレーションの実施能力が向上する。

【成果2】海運市場の動向分析能力が向上する。

【成果3】プライシング能力が向上する。

【成果4】プライシング以外のマーケティングの能力が向上する。

5. 活動の概要

【成果1に係る活動】

1-1 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用してスエズ運河通航の潜在需要を把握、推計する。

1-2 船舶の経路別運航費用の推計手法を発展させる。（代替燃料船を含む）

1-3 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用した船舶の経路選択についての推計手法を発展させる。

1-4 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用した収入シミュレーション手法を発展させる。

1-5 インド、米国メキシコ湾岸といった新興市場発貨物のスエズ運河通航需要を推計する。

1-6 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用したシミュレーションモデルの演習をする。

【成果2に係る活動】

- 2-1 新型コロナウイルス感染症やその他海運に係る要因（燃料価格の変動、船舶の大型化及び造船に係る新技術等）を考慮し、最新の海運市場の動向を把握する。
- 2-2 海運ルート（パナマ運河、北極海航路、喜望峰ルート）、陸運ルート（チャイナランドブリッジ、シベリア鉄道等）、ガス・オイルパイプラインの現況を把握する。
- 2-3 船社の航路選定に係る最新動向を把握する。
- 2-4 国際海運集会所（ICS）、アジア船主協会（JSA）、船社等の関係者と海運動向や運河利用ニーズに関する意見交換を行う。2-9. 2-8. に対するレビュー及び助言を行う。

【成果3に係る活動】

- 3-1 プライシングに係る改善案を策定する。
- 3-2 積載量ベースの通航料への変更に係る影響を評価し、対応策を策定する。
- 3-3 長期契約や適用通過に関するリスクを評価し、対応策を策定する。
- 3-4 積荷による通航料の細分化に係る問題点を抽出し、その対応策を策定する。
- 3-5 プライシングに係る改善案を評価する。

【成果4に係る活動】

- 4-1 EU内マーケティンググループの活動を特定し、より効果的な活動を推進する。
- 4-2 顧客、潜在顧客、関係者との関係構築・維持の方法論を習得する。
- 4-3 プライシング以外の顧客満足度、顧客ロイヤルティの向上方策を策定する。

6. 対象地域

イスマイリア（エジプト国）

7. 協力相手先機関（Counterpart。以下、「C/P」という）

スエズ運河庁（Suez Canal Authority。以下、「SCA」という）、エコノミックユニット（Economic Unit。以下、「EU」という）

8. 受益者

- (1) 直接受益者
SCA, EU
- (2) 間接受益者
エジプト国民

9. プロジェクト実施期間

2022年1月～2023年12月を予定（24カ月間）

第4条 業務の目的

「スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という）に基づき業務（活

動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年9月28日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

また、受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、C/Pに説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

1. 活動計画の立案

先方と取り交わしたR/Dに記載された暫定的な運用計画 (PO: Plan of Operation) には主要な活動のみが示されており、プロジェクトの実施にあたっては詳細な年次活動計画を立案することが求められる。その際、C/P側の投入や活動に関連する各種手続きを十分に確認した上でスケジュールを立案することが肝要である。

また、本プロジェクトは、成果1: 需要予測及び収入シミュレーションにかかる研修の実施が主たる活動の一つとなっている。したがって、かかる研修時期に合わせて活動計画及び専門家の派遣時期を設定することが重要である。

2. ベースライン調査及び目標・アウトプットの達成度測定に係る留意点

本プロジェクトにおいては、以下の上位目標、プロジェクト目標及びアウトプットに係る指標が設定されている。受注者は、プロジェクトの開始後、これらの指標に係るベースライン調査を行う。また、当該指標や基準値・目標値については、プロジェクトの進捗に伴い必要に応じて見直すことも含めて検討し、目標・アウトプットの達成度を6か月ごとに作成するMonitoring Sheet Summaryに含めて報告する。

(1) 上位目標の指標

プロジェクト終了3年後までに

- ・スエズ運河を航行する船舶の総トン数が増加する。
- ・世界の海運（スエズ運河通航船舶の潜在需要がある地域間の船舶輸送）におけるスエズ運河通航シェアが増大する。

(2) プロジェクト目標の指標

プロジェクト終了までに

- ・マーケティング総合戦略がドラフトされる。

(3) 成果の指標

プロジェクト終了までに

【成果1】

- ・需要予測や収入シミュレーションの精度が向上する。
- ・最新の海運市場の動向が収集・分析される。

【成果2】

- ・ICS・JSA・海運会社等の顧客や関係者との意見交換を通じて海運動向や運河利用に関するニーズが収集・把握される。

【成果3】

- ・プライシング戦略が提案される。

【成果4】

- ・プライシング以外の顧客満足度の向上方策が提案される。

3. C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは技術協力プロジェクトであり、C/PであるEUの主体性が重要となること、EUの責任と主導のもとで進められるものであることを確認している。本プロジェクトでは、受注者は、C/Pの主体性を尊重しそのオーナーシップを引き出しながら、本業務を通じC/Pが必要な能力を向上させ自らそれを活用できるよう、実施プロセスについて十分意識・工夫する。

4. プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者はプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

5. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響と活動の実施方針

2020年初頭から世界中に流行している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本国外への渡航の制限、日本国の水際対策による日本への入国制限等によって、以前のように現地に頻繁に渡航をして日本人専門家がプロジェクト活動を実施していくことは厳しい状況が続くことが見込まれる。現時点では現地渡航を伴う業務を想定しているが、状況によっては本邦からの遠隔による業務を実施していく可能性もある。本プロジェクトでは、出来る限り現地のリソースも活用し、現地人材（ローカルコンサルタント、現地C/P）との協働体制を強化し、日本人専門家チームの渡航が難しい場合でもプロジェクト活動が継続できるようなプロジェクト体制を検討するほか、Web等を利用した遠隔会議・研修やセミナーの実施等対面や渡航によらない方法での活動を可能な限り進めること。

6. プロジェクト期間

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により遠隔にて活動を開始する必要性が生じていることを踏まえ、プロジェクト開始日は、オンライン会議等によるC/Pとの遠隔でのキックオフ会議開催日を想定し、プロジェクト期間はプロジェクト開始日から24か月間とする。

7. プロジェクト実施体制及び直営専門家との連携

日本側のプロジェクト実施体制は、本業務の受注者となるコンサルタントチームに加え、主に成果1及び2にかかる活動の一部は、発注者直営の短期専門家（需要予測担当）が担当することを想定している。

同専門家の現地渡航（プロジェクト期間中に計2回）及びその現地渡航前後の国内作業にかかる業務委嘱は発注者が手配するため、本業務には含めないが、プロジェクトの全体の統括は受注者の業務主任が行うこととし、受注者は、同専門家と業務進捗状況や課題等を常に共有・連携して業務を行う。同専門家も含めたプロジェクト実施

体制をプロジェクトチームと呼称する。

8. 研修の実施

プロジェクト期間中、成果1：需要予測及び収入シミュレーションにかかる研修として、1年次にはオンラインでの研修、2年次に本邦研修を想定している。下記に概要を示すとおり、先方と取り交わした詳細計画策定調査における協議議事録（Minutes of Meeting。以下、「M/M」という）及びR/Dに記載されたPOをもとに、受注者はC/P及び発注者と協議の上、本邦での研修計画（案）を提案し、発注者の承認を得て研修を実施すること。実施にあたっては、発注者と協議の上、各研修の研修員の人選及び研修内容について、C/Pに対して助言し、調整する等の支援を行うこと。また研修員の受入に係るアプリケーションフォームの取り付けに協力すること。

【研修計画】

（1）1年次

・以下4つの船種ごとにオンライン研修（各コース週1回（2時間程度）×6回を想定）を実施する。

- ① リキッドバルク（原油）
- ② リキッドバルク（ガス）
- ③ ドライバルク
- ④ 自動車・コンテナ

・講師は、東京大学大学院工学系研究科柴崎研究室を想定する。

（2）2年次

・以下7つの船種、目的ごとに本邦研修（各コース1か月）を実施する。以下7つのコースを通じてC/P職員計20名に対して研修を実施する。

- ① リキッドバルク（原油）
- ② リキッドバルク（ガス）
- ③ ドライバルク
- ④ 自動車・コンテナ A
- ⑤ 自動車・コンテナ B
- ⑥ 顧客プロモーション A
- ⑦ 顧客プロモーション B

・①～⑤のコースはC/Pの実務クラスをターゲットとし、各コース定員は最大3名とする。1ヶ月の研修期間のうち、3週間を東京大学大学院工学系研究科柴崎研究室における需要予測及び収入シミュレーションの実務実習、1週間を海運関係の現場視察や本邦関係機関との意見交換とする。

・⑥～⑦のコースはC/Pのマネージャークラスをターゲットとし、各コース3名ずつの参加を見込んでいる。本コースは1ヶ月の研修期間とし、スエズ運河通航に関する顧客向けプロモーション手法を学ぶため、本邦海運会社や海事機関との意見交換、本邦海運関係施設の現場視察を主としたプログラムとする。

受注者は、本邦研修については受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務を行う。実施業務に関して、受け入れ先や講師等との連絡調整、謝金支払い等の手続きも受注者が実施すること。受注者は、本邦研修の内容をプロポーザルにて提案し、それらの研修実施に必要とされる経費を別見積として見積もる。当該業務に係る経費に

関しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」を参照し、東京大学大学院における研修員の受入については、別途、「東大研修員受入実施要領」の研修員受け入れ単価を参照すること。

9. マーケティング戦略について

本プロジェクトを通じて策定されるマーケティング戦略については、詳細計画策定調査においてC/Pとの間で下記の議論が行われている。

- ・ C/Pはスエズ運河を通航する全ての船種を含む包括的な戦略を策定する。
- ・ C/PがSCA全体のマーケティング戦略を策定する権限を持っており、戦略の作成にあたってSCA内関連部署との調整が必要となる場合にはその責任はC/Pが担う。
- ・ プロジェクト終了までに、プロジェクトの成果として、書き物としての戦略がドラフトされること。そのドラフトについては、C/Pから、作成主体は発注者とするもののリクエストが寄せられたが、発注者からは、技術協力は、カウンターパートの能力向上を目指すものであり、発注者が主として戦略や計画を策定することは難しいことを説明した。最終的にはC/Pとプロジェクトチームが協働で作成していくことが確認された。

10. 機材

コンサルタントは、プロジェクトの活動推進のために必要な船舶データベース提供会社（IHS）や船舶自動識別装置・船舶動静情報（AIS）等の船舶動静に関する統計データを購入し、プロジェクトチーム間で使用できるように手配すること。

11. 使用言語

本プロジェクトは基本的に英語での技術協力を行う。コンサルタントと日々の活動を行うプロジェクトメンバーは意思疎通に必要な英語力を有している。ただし、業務調整、英語の不得意なカウンターパートやアラビア語の規定類等の翻訳等のために、必要に応じて現地傭人/通訳を配置することができる。

12. 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をエジプト・日本両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。

特に、詳細計画策定調査では、C/Pの広報活動に関して前向きな意向が確認できなかったため、プロジェクト開始時には改めて、セミナーや研修の実施時には現地報道機関を招集することや、各種マスメディア（TV、新聞）にプロジェクトの情報を共有しながら情報発信を試みることにについてC/Pと協議を行うこと。日本向けの情報発信としては、JICAのウェブサイト内に本プロジェクトのホームページを作成し、現地セミナーや本邦研修のタイミングで同ホームページやSNSにて発信する。

13. ジェンダーの視点から留意すべき事項

エジプトにおいてはジェンダー平等にかかる政策として「2030 National Women's Empowerment Strategy（2017年）」が挙げられ、同政策では女性労働者割合を24.2%（2016年）から35%（2030年）に引き上げることを目標値として掲げている。C/Pとしては女性職員の割合について目標値は定めていないが、今後は積極的に採用していきたいという意向が詳細計画策定調査では確認されている。一方、EUにおいては現時点

では職員は全て男性であるため、EUの組織能力強化にかかる活動やセミナー等には女性職員の参加を推奨するような取組みを盛り込むなど、可能な限りジェンダー視点に立った取組をC/Pとも協議の上で推進すること。

14. 気候変動の視点から留意すべき事項

世界的に脱炭素に向けた取組みが加速する中、国際海運においても、国際海事機関（IMO）によって2050年までに現状の50%削減といった目標が設定されている。プロジェクトのPDMに記載された活動項目としては明示できていないものの、プロジェクトでは、海運市場をとりまく様々な要因や動向を把握したうえで、スエズ運河通航のための料金体系検討含む戦略を検討することが提案されており、その中で、国際海運における気候変動に関する規制や施策といった動きにも留意の上取り組むこと。

第7条 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない。）。R/Dに添付のP0では、Activityレベルの工程が想定されているが、必要に応じてより詳細なSub-Activityレベルの活動及び工程をプロポーザルに含めて提案すること。

1. プロジェクトの実施管理にかかる業務

（1）ワークプラン（案）の作成

既往協力等関連資料の整理、分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、プロジェクトの実施方針・方法を検討した上で、R/D署名時に確定したPDM、P0を参考にして業務計画書を作成し、これらをワークプランに取り纏め、発注者に説明してコメントを得る。コメントを反映させたものを基に、C/Pと協議し、プロジェクトの全体像を共有する。

（2）指標及び指標の基準値・目標値（案）の検討及び設定及び評価

本業務のモニタリングに必要とされる指標の基準値・目標値の設定に向けて、具体的な基準値・目標値（案）及びその測定手法を予備的に検討する。また、ベースラインとなるデータの収集方法を検討する。

上記関連資料のレビューに加え、C/Pと共同でベースライン調査を実施し、指標の基準値・目標値を設定する。これらの基準値・目標値については、第1回のJCCでの確認を想定している。

プロジェクト成果の確認のため、ベースライン調査を行った指標については、6ヶ月ごとを目途に提出するモニタリングシートでフォローアップを行うこと。

（3）JCCの開催

JCCを開催し、モニタリングシート及びワークプランについての承認を得る。

第1回JCCでは、本プロジェクトの詳細計画について、PDM、P0他R/D記載事項の修正案について合意するとともに、同修正を反映したモニタリングシート及びワークプランについて承認を得る。

なお、JCCについては、第1回JCC以降、6ヶ月ごとを目途として開催し、開催時期に合わせて、モニタリングシートを活用して活動内容の進捗状況の報告を行うとともに、今後の活動計画の承認を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめ、プロジェクト進捗状況と課題、JCC開催時点までに得られた成果について関係機関で広く

共有し、必要に応じて課題への対応策を検討する。

成果の確認に際しては、設定した指標・目標値を提示し明示化するよう努めるものとする。JCCにおける検討の結果、ワークプランの改訂が必要とされた場合は改訂を行う。また、研修（或いは活動）の都度、その内容及び効果について適宜評価を行い、C/Pの能力モニタリングを図る。

（４）定期モニタリングシートの提出

プロジェクトの進捗や成果、懸案事項やその要因・対策、また外部条件の分析・整理及び関係者への共有のため、第1回JCC時に合意したVer.1を基に、C/Pと協議しつつ、6ヶ月ごとを目安に、モニタリングシートを作成・更新し、発注者、JICAエジプト事務所及び前述の短期専門家に提出する。同モニタリングシートは、JCC等の先方実施機関との定期的協議に活用する基本文書とする。

（５）PDM及びPOの改定支援

プロジェクト実施に際し、必要に応じてPDM及びPOの改定を検討する。改定に当たってはC/P及び前述の短期専門家と協議・検討を行い、発注者への説明・協議を踏まえた上で、改定案を策定し、JCC会議において承認を得るものとする。

（６）プロジェクト業務進捗報告書の作成・提出

プロジェクト開始1年後を目安にプロジェクト業務進捗報告書を作成し、提出する。その際、発注者及びJICAエジプト事務所に対して報告を行う。

（７）プロジェクト業務完了報告書（最終報告書（Final Report）含む）の作成・提出

C/Pと協働でプロジェクト業務完了報告書を作成し、提出する。その際、発注者及びJICAエジプト事務所に対して最終報告を行う。なお、C/Pに対しては、プロジェクト終了後にC/P側が引き続き実施すべき業務等についても確認し、承認を得る。

（８）研修の実施

第6条8.に記載の計画を踏まえ、本プロジェクトで実施すべき具体的な研修内容やスケジュールについて、C/P及び発注者との協議の上で決定し、実施する。受注者は、研修内容・日程、講師等との調整、研修員人選、謝金支払い等、研修実施前から終了後までのフォローを行うこと。

なお、本邦研修を実施する場合、所管するJICA国内機関は、研修内容及び講師等から勘案して確定することとなる。

（９）C/P及び関係機関との会議議事録（M/M）の作成

JCC等の協議開催に際しては、協議内容をM/Mに取りまとめること。また、上記以外においても、C/P及び関係機関と確認を要する事項等がある場合には、M/Mにより内容を取りまとめ、C/P及び関係機関との意思疎通を図ること。合意したM/Mは、打合せ終了後速やかに発注者に提出すること。

（１０）スエズ運河通航ルートに関するマーケティング総合戦略（ドラフト）の策定

本プロジェクト目標の成果指標は、プロジェクト終了までにマーケティング総合戦略がC/Pと協働でドラフトされることと設定されている。PDM及びPOで定められた各活

動を推進し、受注者は、プロジェクトチームとともに最終的にC/Pが主体的に同マーケティング総合戦略の作成を行うために必要な支援を行う。

2. 【成果1：スエズ運河通航の需要予測及び収入シミュレーションの実施能力が向上する。】に関する活動

R/D署名時に確定したPDM、POをもとに以下の活動をC/Pとともに実施する。特に成果1の活動については需要予測担当の短期専門家と連携の上取り組む。

- 1-1 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用してスエズ運河通航の潜在需要を把握、推計する。
- 1-2 船舶の経路別運航費用の推計手法を発展させる。（代替燃料船を含む）
- 1-3 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用した船舶の経路選択についての推計手法を発展させる。
- 1-4 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用した収入シミュレーション手法を発展させる。
- 1-5 インド、米国メキシコ湾岸といった新興市場発貨物のスエズ運河通航需要を推計する。
- 1-6 使いやすいインターフェースを有するシステムを活用したシミュレーションモデルの演習をする。

3. 【成果2：海運市場の動向分析能力が向上する。】に関する活動

R/D署名時に確定したPDM、POをもとに以下の活動をC/Pとともに実施する。特に成果2の活動については需要予測担当の短期専門家と連携の上取り組む。

- 2-1 新型コロナウイルス感染症やその他海運に係る要因（燃料価格の変動、船舶の大型化及び造船に係る新技術等）を考慮し、最新の海運市場の動向を把握する。
- 2-2 海運ルート（パナマ運河、北極海航路、喜望峰ルート）、陸運ルート（チャイナランドブリッジ、シベリア鉄道等）、ガス・オイルパイプラインの現況を把握する。
- 2-3 船社の航路選定に係る最新動向を把握する。
- 2-4 国際海運集会所（ICS）、アジア船主協会（JSA）、船社等の関係者と海運動向や運河利用ニーズに関する意見交換を行う。

4. 【成果3：プライシング能力が向上する。】に関する活動

R/D署名時に確定したPDM、POをもとに以下の活動をC/Pとともに実施する。

- 3-1 プライシングに係る改善案を策定する。
- 3-2 積載量ベースの通航料への変更に係る影響を評価し、対応策を策定する。
- 3-3 長期契約や適用通過に関するリスクを評価し、対応策を策定する。
- 3-4 積荷による通航料の細分化に係る問題点を抽出し、その対応策を策定する。
- 3-5 プライシングに係る改善案を評価する。

5. 【成果4：プライシング以外のマーケティングの能力が向上する。】

R/D署名時に確定したPDM、POをもとに以下の活動をC/Pとともに実施する。

- 4-1 EU内マーケティンググループの活動を特定し、より効果的な活動を推進する。
- 4-2 顧客、潜在顧客、関係者との関係構築・維持の方法論を習得する。
- 4-3 プライシング以外の顧客満足度、顧客ロイヤルティの向上方策を策定する。

第8条 報告書等

1. 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。最終成果品はプロジェクト業務完了報告書とし、(2)の技術協力作成資料を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文:3部
ワークプラン	業務開始後3ヶ月以内	英文:6部(内訳:発注者3部・C/P 3部)
Monitoring Sheet I & II “Ver. 1” (フォーマットに基づく)	プロジェクト開始 6か月後を目途	英文:3部
Monitoring Sheet I & II “Ver. 2” & “Ver. 3” (フォーマットに基づく)	Ver. 1提出以後、 6ヶ月毎	英文:3部
プロジェクト業務進捗報告書	2022年12月	和文要約版:3部 英文:6部(内訳:発注者3部・C/P 3部)
プロジェクト業務完了報告書 添付資料としてマーケティング総合戦略(ドラフト)を含む	2023年12月28日	和文:5部 英文:10部(内訳:発注者5部・C/P 5部) CD-R:5枚(内訳:発注者3枚・C/P 2枚)
コンサルタント業務従事月報	毎月末	和文:1部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本(ホッチキス止め可)とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照する。

なお、各報告書の記載項目(案)は発注者と受注者で協議、確認する。

2. 技術協力作成資料

受注者が直接もしくは受注者がC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、業務進捗報告書及びプロジェクト業務進捗報告書に添付して提出することとする。また、プロジェクト業務完了報告書提出時には、その時点で使用している最新の教材一式を別冊として提出することとする。

- (1) 研修講師用研修教材
- (2) 研修教材
- (3) ドラフトマーケティング総合戦略

3. 業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されている業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものや協議に際して作成した資料についても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 活動に関する写真
- (3) WBS
- (4) 業務フローチャート

4. その他

その他、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。また、プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料・データについては、定型の収集資料リストを作成し、業務完了報告書提出時に併せて提出すること。

5. 報告書等の仕様及び作成にあたっての留意事項

- (1) 各報告書は、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保し、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、外国文についても当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を行い、読み易いものとする。
- (2) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に提出し承諾を得ること。
- (3) 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- (4) 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- (5) 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- (6) 発注者が開催する各種会議における提出物については、開催日の5日前には発注者に提出し、事前説明を行うこと。
- (7) 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行い、C/Pへの広範囲な技術移転、技術蓄積を図るよう留意すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2022年1月より開始し、業務開始から約6か月毎にMonitoring Sheet Summary、I&IIを作成・提出し、プロジェクト業務完了報告書を2023年12月までに作成・提出する。「第3章 特記仕様書案」の「第7条 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するためのより望ましい工程があれば、プロポーザルで提案するものとする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 34.00 人月（現地：23.00人月、国内11.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/組織体制（1号）

② 海運（2号）

③ マーケティング

④ 経済分析

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 先方実施機関との合意文書（R/D）

➤ 詳細計画策定調査会議議事録（M/M）

➤ 技術協力プロジェクト要請書

➤ スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

➤ スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト事前評価表

2) 公開資料

➤ 特になし

(4) 対象国の便宜供与

C/Pとの間で合意されたR/D及びM/Mを参照のこと。

(5) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所、在エジプト・アラブ共和国日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を業務計画書に記載する。

2) 複数年度契約

本業務においては、複数の会計年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経

費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。